

## (公財) 日本バドミントン協会公認審判員資格登録手続きについて

大分県バドミントン協会審判委員会

## 1 必須条件

- ・新規に公認審判員資格を取得する場合は、検定会開始までに会員登録を別途行うこと。
- ・資格取得後も会員登録は継続して毎年必ず行うこと。(会員登録方法はホームページ参照)

## 2 新規登録

- ・検定合格後、①申請料及び②資格登録料の納入が必要。(登録後、後日級別バッジが送付される)

## ○申請料及び登録料 ((下線は R6. 4. 1 改訂)

※ 金額はすべて税込

級	①申請料	②資格登録料	登録期間	合計金額	備考
1級	4,400円	<u>11,000円</u>	5年	15,400円	登録料↓
2級	3,300円	<u>6,600円</u>	3年	9,900円	登録料↓
3級	<u>1,100円</u>	<u>6,600円</u>	3年	7,700円	申請料↓/登録料↑
準3級	1,100円	0円		1,100円	満18歳を迎えた年度末まで

## 3 更新登録

- ・登録後、1級は5年毎、2・3級は3年毎(有効期限年度内)に更新の手続きが必要。
- ・資格の更新には、資格登録料の納入が必要。更新しない場合は下記連絡先に連絡をすること。

## ○更新登録料

- ・期限内に上表の「②資格更新料」の金額を納入。(1級:11,000円 2級:6,600円 3級:¥6,600円)  
 ※ 有効期間が過ぎた場合 → 「未登録期間の登録料+更新回数分の申請料」を納入することで資格を継続することができる。

## ○準3級から3級への移行について

- ・満18歳になる年度までに所定の手続きを完了すれば、改めての検定試験及び3級の資格登録料(3年間で6,600円(税込))は免除

→ 資格認定申請料1,100円+3級資格登録料 0円=合計1,100円 の納入が必要

- ・満18歳になった翌年度中に所定の手続きを完了すれば、改めての検定試験(3級)は免除

→ 資格認定申請料1,100円+3級資格登録料6,600円=合計7,700円 の納入が必要

## 4 公認審判員資格登録番号及び登録状況

- ・公認審判員資格登録番号は、(公財)日本バドミントン協会の会員登録番号と同じ。
- ・登録状況は日本バドミントン協会ホームページ(URL▶<https://www.badminton.or.jp/>)で確認可能。

## 5 納入方法及び納入先

- ・資格認定申請料及び資格登録料を期限までに下記の口座へ振り込むこと。振り込んだことを下記連絡先に連絡すること。(→ 納入期限:有効期限の最終年度の12月末)

## 【振込先】

大分銀行県庁内支店 普通預金口座 (口座番号) 7523103  
 大分県バドミントン協会審判委員会 委員長 豊田 悟 (トヨタシ)

※ 準3級から3級に移行する場合も同様。  
 新規申請は別途連絡。

【注意!】 振込人は  
 「受講者氏名+所属名」とする  
 [例:大分太郎(温泉クラブ)]

## 6 連絡及び問合せ先

大分県バドミントン協会 審判委員会 委員長 豊田 悟 宛て  
 (連絡先) E-mail: toyoda-satoshi@oen.ed.jp / 携帯電話: 070-5694-9577

※ 登録後に住所・連絡先等の変更があった場合は、必ず連絡すること。